

# 11月、12月は

## 「耕作放棄地解消強化月間」です！

近年、農業の担い手の減少や高齢化によって、耕作放棄地が増えて農地が十分に活用されていない状況です。

そこで、11月、12月の「耕作放棄地解消強化月間」に、地域ぐるみで農地を守る日々を設けて、実践しましょう！

①農地を考える日 地域で不作付け地や農道・水路の状況について話し合しましょう。

②一斉耕うんの日 土づくり・雑草防除・景観保全のために一斉に「耕うん」しましょう。

③一斉草刈りの日 耕作放棄地やイノシシの隠れ場となる山ぎわの「草刈り」を一斉に取り組みましょう。

また、耕作放棄地の所有者に代わって、草刈りや耕うんによって雑草や木を取り除いて、農作物が栽培できるよう再生する活動に対して助成していますので、「耕作放棄地を使って農業経営を拡大したい農家、集落営農組織、農業生産法人の皆さん」は、ご検討ください。



ビフォー（耕作放棄地）



アフター（再生された水田）

耕作放棄地や支援制度に関するお問い合わせ先

県庁農村振興課  
鏡野町役場産業観光課

電話(0866)22617439  
電話(0866)5412087

## 「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出をお願いします

この名簿は、選挙権のある方の申請に基づき、毎年1月1日現在で選挙資格を調査し調整されます。

資格があつても、農業委員会委員選挙人名簿に登載されていないと、農業委員の選挙が行われる場合の立候補や投票もできませんので資格のある方は忘れずに申請してください。(現委員の任期は平成23年7月20日から平成26年7月19日です。)

今回から、申請書は農業委員会から直接ご自宅に郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送、または農業委員会事務局に持参してください。

【資格要件】①から③のすべてを満たすこと

①平成24年1月1日現在で鏡野町内に住所を有すること

②平成24年3月31日現在で年齢が満20歳以上の人(平成4年4月1日以前生まれ)

③次のいずれかに該当すること

ア. 10a(1反)以上の農地を耕作している人

イ. アの同居の親族またはその配偶者で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人

【郵送予定日】12月中旬

該当する人で12月20日までに申請書が届かない場合は、農業委員会事務局または各地域振興センターに申請用紙がありますので記入し、提出してください。

【提出期限】平成24年1月10日(火) 必着

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会 電話5422087  
または各地域振興センター地域振興課